

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社オプロード キャリア（法人番号8430001087928） 代表者中道貴氏	北海道江別市新栄台81番地の9	本社営業所	北海道江別市新栄台81番地の9	R8.1.26	輸送施設の使用停止（210日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他6件	令和6年8月1日及び令和6年11月25日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反〔各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数〕（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号）、（2）点呼の記録の改ざん・不実記載（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条第5項）、（3）乗務等の記録の改ざん・不実記載（安全規則第8条）、（4）運行記録計による記録の改ざん・不実記載（安全規則第9条）、（5）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（6）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）、（7）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	21	21
2	日本一運送株式会社 （法人番号4440001006262） 代表者河野光春	北海道茅部郡森町字森川町280番地の18	函館営業所	北海道函館市浅野町2番6号	R8.1.26	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和7年5月1日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）	2	2
3	株式会社プライム運送 （法人番号3450001011634） 代表者橋爪浩孝	北海道上川郡当麻町宇園別二区	本社営業所	北海道上川郡当麻町427番地4	R8.1.26	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 他2件	令和7年6月30日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条の3）、（2）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（3）運行指示書の記載事項義務違反（安全規則第9条の3第1項）	2	2
4	協和トラック株式会社 （法人番号6460001000352） 代表者倉部良弘	北海道釧路市星ヶ浦南2丁目5番11号	本社営業所	北海道釧路市星ヶ浦南2丁目5番11号	R8.1.26	輸送施設の使用停止（82日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	令和7年7月8日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（3）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項から第3項）、（4）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（5）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（6）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	9	9

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
5	下重建設興業株式会社 (法人番号5460101000724) 代表者下重博昭	北海道帯広市東15条南4丁目1番地54		本社営業所	北海道中川郡幕別町千住397-55		R8.1.26	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項 他4件	令和7年3月11日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者に対する権限付与義務違反(安全規則第3条の5)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	5	12
6	有限会社今井重機(法人番号3460302004955) 代表者今井玄洋	北海道斜里郡小清水町元町1丁目47番3号		本社営業所	北海道斜里郡小清水町元町1丁目47番3号		R8.1.26	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 他2件	令和7年5月20日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
7	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		山鼻郵便局	北海道札幌市中央区南16条西15丁目2-1		R8.1.7	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
8	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		千歳郵便局	北海道千歳市千代田町7丁目101-20		R8.1.7	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
9	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		北檜山郵便局	北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山366-16		R8.1.7	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
10	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		乙忠部郵便局	北海道枝幸郡枝幸町乙忠部475		R8.1.7	輸送施設の使用停止(114日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	業在者地	営業所名	営業所	業在者地	処分年月日	処内分	処内分	主違反の条項	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
11	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		室蘭郵便局	北海道室蘭市中央町1丁目1-10		R8.1.7	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年6月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
12	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		札内郵便局	北海道中川郡幕別町札内青葉町311		R8.1.7	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年6月19日及び令和7年8月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
13	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		清里郵便局	北海道斜里郡清里町水元町13		R8.1.7	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
14	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		訓子府郵便局	北海道常呂郡訓子府町元町21		R8.1.7	輸送施設の使用停止(157日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
15	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		篠路郵便局	北海道札幌市北区篠路3条5丁目1-5		R8.1.14	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
16	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		函館東郵便局	北海道函館市湯川町2丁目9-1		R8.1.14	輸送施設の使用停止(110日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年6月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処内	処分	主違反の条項	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
17	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		和寒郵便局	北海道上川郡和寒町字西町9-1		R8.1.14	輸送施設の使用停止(110日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
18	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		登別郵便局	北海道登別市中央町2丁目15-1		R8.1.14	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年7月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
19	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		羅臼郵便局	北海道目梨郡羅臼町字富士見町3-2		R8.1.14	輸送施設の使用停止(126日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年7月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
20	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		鹿追郵便局	北海道河東郡鹿追町栄町1丁目4		R8.1.14	輸送施設の使用停止(134日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年8月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
21	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		遠軽郵便局	北海道紋別郡遠軽町大通北2丁目2-1		R8.1.14	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年7月10日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
22	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		興部郵便局	北海道紋別郡興部町字興部1322-30		R8.1.14	輸送施設の使用停止(112日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年7月10日及び令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処内	処分	主違反の条項	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
23	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		札幌白石郵便局	北海道札幌市白石区平和通7丁目南4-1	R8.1.21		輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年6月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
24	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		滝川郵便局	北海道滝川市大町2丁目4-36	R8.1.21		輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年6月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
25	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		二セコ郵便局	北海道虻田郡二セコ町字本通103-1	R8.1.21		文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条		令和7年7月22日及び令和7年8月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
26	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		寿都郵便局	北海道寿都郡寿都町字渡島町5	R8.1.21		文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条		令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
27	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		美国郵便局	北海道積丹郡積丹町美国町船濶98	R8.1.21		文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 他1件		令和7年8月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)	-	-
28	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		江差郵便局	北海道檜山郡江差町姥神町49-2	R8.1.21		輸送施設の使用停止(99日車)		貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件		令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
29	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		歌登郵便局	北海道枝幸郡枝幸町歌登西町120		R8.1.21	輸送施設の使用停止(36日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
30	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		遠別郵便局	北海道天塩郡遠別町字本町3丁目49		R8.1.21	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
31	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		焼尻郵便局	北海道苫前郡羽幌町焼尻東浜182		R8.1.21	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
32	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		虻田郵便局	北海道虻田郡洞爺湖町本町33-1		R8.1.21	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年6月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
33	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		えりも郵便局	北海道幌泉郡えりも町字本町205		R8.1.21	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
34	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		御影郵便局	北海道上川郡清水町御影本通4丁目2		R8.1.21	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月24日及び令和7年9月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処内分	内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
35	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		豊頃郵便局	北海道中川郡豊頃町茂岩本町24		R8.1.21		輸送施設の使用停止(98日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)	-	-
36	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		更別郵便局	北海道河西郡更別村更別南1線91-33		R8.1.21		文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
37	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		小向郵便局	北海道紋別市小向342		R8.1.21		輸送施設の使用停止(37日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月21日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
38	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		端野郵便局	北海道北見市端野町2区344-12		R8.1.21		文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月27日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
39	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		芭露郵便局	北海道紋別郡湧別町芭露400		R8.1.21		文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
40	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		小樽郵便局	北海道小樽市色内1丁目8-1		R8.1.28		輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和7年7月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
41	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		俱知安郵便局	北海道虻田郡俱知安町南1条東1丁目17		R8.1.28	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
42	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		深川郵便局	北海道深川市2条6-12		R8.1.28	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和7年6月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
43	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		富良野郵便局	北海道富良野市若松町4-1		R8.1.28	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
44	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		本柵郵便局	北海道日高郡新ひだか町三石本柵205-21		R8.1.28	輸送施設の使用停止(37日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	令和7年8月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	-	-
45	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		霧多布郵便局	北海道厚岸郡浜中町霧多布西2条1丁目46		R8.1.28	輸送施設の使用停止(118日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和7年7月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-
46	【貨物軽自動車運送事業】日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1		士幌郵便局	北海道河東郡士幌町字士幌西2線162		R8.1.28	輸送施設の使用停止(132日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和7年8月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	-	-

